

成年後見人等に係る送付先変更依頼書を提出される方へ

- 1 届出時点において、業務に該当していない場合は、担当課で対象者の名簿登録がないため、送付先変更等の処理ができません。該当した時点で改めて申請をお願いします。その際の手続は、各担当課で行ってください。詳しくは各担当へお問い合わせください。
- 2 「依頼事項」の欄で他部署からの問い合わせに対して送付先情報等の提供に同意された場合は、同欄で示された部署・目的以外であっても送付先情報等を回答します。

例：昭島市が新たな事業を実施する場合などで、対象となったかたの送付先有無等についての問い合わせに対して情報を提供します。上記1の例であっても、担当部署から問い合わせがあれば、改めて手続をせずに送付先変更を行うことができます。
- 3 各担当部署から、届出の内容確認等について問い合わせをする場合があります。
- 4 届出した日から各課で送付先の登録が完了するまでに数日かかる場合があります。また、すでに発送の準備をしている通知書等に関しては、変更前住所に届くことがあります。
- 5 後見人等の転居で、送付先が変更となった場合や連絡先が変更となった場合は、変更申請をお願いします。
- 6 送付先の設定は、各担当事業が調える名簿に送付先を設定します。住民基本台帳の変更・削除等がその届出により自動的に修正されません。転出や後見人の辞任等があった場合には取消の申請が必要です。
- 7 内容についてのご不明な点は、下記までお問合せください。

昭島市役所 TEL：042－544－5111	
介 護 保 険	保険証関係（内線） 2146・2147
	保険料関係（内線） 2152・2156
	介護認定関係（内線） 2142・2143・2155
国 民 健 康 保 険	（内線） 2032～2038
後 期 高 齢 者 医 療	（内線） 2174～2176
障 害 福 祉	（内線） 2132～2135
生 活 保 護	（内線） 2112～2124
市 民 税	（内線） 2052～2059
固 定 資 産 税	家屋資産税（内線） 2062～2067
	土地資産税（内線） 2072～2075
納 税	（内線） 2086～2092
水 道	水道部業務課 TEL:042-543-6112

【担当】 昭島市保健福祉部福祉総務課福祉総務係

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号

TEL:042-544-4140（直通）／042-544-5111（内 2853・2854・2857）／FAX:042-544-6440